○道路交通法

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・道路交通法の一部を改正する法律（平成二七・六・一七法四〇）本則（平成二九・三・一二施行）

（自動車の種類）

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、普通二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四五条の二① （柱書略）

一 第七十一条の五第二項に規定する普通自動車運転免許（以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十歳以上のもの

二 第七十一条の六第一項又は第二項に規定する者

三 略

②―⑤ 略

（付記略）

第六七条（危険防止の措置）

① 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第一項から第六十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して運転していると認めるとき、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十三条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

② 前項に定めるものほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条第一項、第六十五条第一項から第六十五条第五項及び第六十六条を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十三条第一項の運転免許証若しくは外国運転免許証若しくは第百七条の二の国際運転免許証の提示を求めることができる。

④③ 略

一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六十六条第一項まで又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して運転するおそれがあると認めるとき、警察官は、その者が正常な運転ができない状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

（付記略）

（運転者の遵守事項）

第七一条 （柱書略）

一 略

二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない若しくは同条第三項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二―五の三 略

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から第三項まで若しくは第七十一条の六第一項若しくは第二項に規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第一項から第三条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この項において同じ。）を運転している場合において、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している表示自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六 略

（付記略）

第七一条の五第五項（初心運転者標識等の表示義務）

（改正により追加）

① 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前八月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。（改正後の②）

② 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。（改正後の③）

③ （略 改正後の④）

（罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項）

第七一条の六新① （改正により追加）

①② （略 改正後の②③）

（罰則 第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項）

第七五条① （柱書略）

一―四 略

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車若しくは中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動二輪車若しくは小型自動二輪車を運転し、又は同条第九項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六・七 略

②―⑪ 略

（付記略）

第七五条の八の二① （重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分）

① 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引しているものが限る。）又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行については、第二十条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

② ④ 略

（付記略）

第八四条（大型免許）

③ 第一種免許を分けて、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）、普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）、小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）及び牽引免許の九種類とする。

④ 略

⑤ 仮免許を分けて、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）の三種類とする。

第八五条①（第一種免許）

次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車の項及び中型自動車の項（略）	準中型免許
準中型自動車（改正により追加）（以下略）	準中型免許

② 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許（改正により追加）（以下略）	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

③ ④ 牽引免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものの、これらの免許によって運転することができる牽引自動車に代えて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

⑤ 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないものの又は大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許若しくは大型特殊免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車又は中型自動車を運転することは

⑥ 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十一歳に満たないものの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第一項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車を運転することはできない。

新⑦ 普通免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。（改正により追加）

⑧—⑩（略、改正後の⑨—⑪）

⑪ 大型免許、中型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に定める代行運転自動車、普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転することはできない。（改正後の⑫）

（罰則　第五項から第九項までについては第百十八条第一項第七号）

第八六条（第二種免許）

① 第二種免許は、自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車の項（略）	
中型自動車（以下略）	中型第二種免許

② 前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該該動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転すること（大型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である中型自動車若しくは普通自動車を当該目的で運転することを含む。）ができる。

③—④（略）

⑤ 牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十九歳に、それぞれ満たない者

⑥ 中型免許、大型免許、普通免許、大型特殊免許、中型第二種免許、大型第二種免許、普通免許又は大型特殊第二種免許を受けている者（大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者を除く。）は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

（略）

第八七条（仮免許）

① 大型自動車、中型自動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定（次項において「試験等」という。）において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、中型自動車であるときは中型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

② 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車の効力が停止されている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上にわたるもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上にわたるもの、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上にわたるもの、その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

③—⑤（略）

⑥ 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条第二項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（付記　略）

第八八条（免許の欠格事由）

一 大型免許にあつては二十一歳（政令で定める者にあつては十九歳）に、中型免許にあつては十八歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満

二 牽引第二種免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三 （略）

⑥ （略）

第九六条の二 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許（大型免許、大型第二種免許又は中型免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては中型仮免許）を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならない。

第九七条（運転免許試験の方法）

① （略）

② 前項第二号に掲げる事項について行う大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の運転免許試験は、道路において行うものとする。ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

③④ （略）

第九八条（運転免許試験の免除）

一 第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないものの

二 牽引第二種免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三 （略）

⑥ （略）

第九八条の二 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型特殊免許、大型第二種免許、中型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

第九〇条（免許の拒否等）

① （略）

一の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症（第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。）である者

二—六 （略）

七 第百一条第六項の規定による通知を受けた者

② ⑭ （略）

第九〇条の二（大型免許等を受けようとする者の義務）

① （柱書略）

一 大型免許、中型免許又は普通免許　第百八条の二第一項第四号及び第八号に掲げる講習

二—四 （略）

② （略）

第九〇条（受験資格）

① （略）

② 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上の者でなければならない。

③ 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

④ 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通免許第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

⑤ （柱書略）

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

第九〇条の二（運転免許試験の方法）

① （略）

② 前項第二号に掲げる事項について行う大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の運転免許試験は、道路において行うものとする。ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

③ （略）

第九〇条の三（運転免許試験の免除）

① （柱書略）

一 第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないものの

二 牽引第二種免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の効力が停止されていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三 （略）

② ③ （略）

（再試験）

第一〇〇条の二① 公安委員会は、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達することとなる日（以下「初心運転者期間」という。）に達する日までの間（以下「初心運転者期間」という。）に第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなつたもの（以下「基準該当初心運転者」という。）に対し、その者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一　当該免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る免許自動車等を運転することができる他の種類の免許（仮免許を除く。第三号において「上位免許」という。）を受けていたことがある者

二　〔略〕

三　当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者

四　第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を終了した者（当該講習を終了した後初心運転者期間が経過することとなるまでの間に免許自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。）

五　〔略〕

②―⑤　〔略〕（改正により追加）

第一〇一条の七　（改正により追加）

（臨時適性検査）

第一〇一条① 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査の結果が認知機能に関内閣府令で定める基準に該当する者の（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出した日の前日までの間に、当該更新期間満了の日（以下この条において「満了日」という。）から当該免許申請書を提出した日（以下「申請日」という。）までの間に、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能に低下した場合行為行われやすいものとして政令で定める行為（以下「基準行為」という。）をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百二条第一項第一号の二に該当することなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けたとき。	当該適性検査を受けた日の翌日
二　第七項ただし書の規定により診断書（その者が第百二条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。	当該診断書を提出した日の翌日
三　認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。	当該認知機能検査を受けた日の翌日

②　公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百二条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項規定による免許証の更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新の申請をした日前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第百二条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

③　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものの（第百二条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものに限る。）が第八十九条第一項の更新期間が満了する日（第百一条の二第一項規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第一項並びに第百八条の二第一項第十二号において同じ）前六月以内に第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者その他同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

④―⑥　〔略〕

⑦　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第一項から第四項までの規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

⑧　〔略〕

第一〇四条の二の二①　**（再試験に係る取消し）** 再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。

②―⑦　〔略〕

第一〇四条の二の三①　**（臨時適性検査に係る取消し等）** 公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により臨時適性検査を行う場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準じるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

②　〔略〕

③　第百二条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して適性検査を受けないと認められるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止をしたにあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認められるとき）、同条第七項の通知の期日に適性検査を受けない者の居所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許証を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

④　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該適性検査を受けたとき。

⑤　第百三条第一項、第四項及び第九項の規定により免許を取り消し、又は免許証の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において定めたときは、その期間）を超えない範囲内において定めてこれと異なる期間を定めたときは、その者が当該期間を超えて引き続き免許の効力を停止されようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「聴問」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条第六項の規定の適用を受けて講習を受けないで同条第七項の期間を経過した者に限る。）には、同項」とあるのは「第百二条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第一項」と、「停止することができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし、「第一項又は第二項」とあるのは「停止することができるものとし、「第一項又は第二項」とあるのは「第百四条第六項中「第三項」とあるのは「第百四条第七項中「第三項」とあるのは「第百四条第五項中「第二項」とあるのは「第百四条第五項」と読み替えるものとする。

⑥―⑧　〔略〕

第一〇六条の四　**（国家公安委員会への報告）** 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十条第一項の規定による届出を受け、同条第六項若しくは第百四条の四第一項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第一項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が第百二条第五項の規定により免許証の再交付を受けたとき、第百一条第六項若しくは第百四条の四第一項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が第百二条第七項の規定に違反して適性検査を受けないと認められるとき、第百一条第一項、第百二条第五項、第六項、第九項、第九十条第一項若しくは第百一条の二第一項、第百三条第一項、第百十条第一項若しくは第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百四条の二の三第一項、第百四条の二の三第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条

車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第一〇六条の二①（略）

②第百二条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日における之の者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（講習）

第一〇八条の二①（柱書略）

一―三（略）

四　大型免許、中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

五―七（略）

八　大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

九―十一（略）

十二　更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習

十三・十四（略）

②③（略）

④前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（付記略）

第一一八条①（柱書略）

一―六（略）

七　第八十五条（第一種免許）第五項から第九項までの規定に違反した者

八（略）

②（略）

第一二一条①（柱書略）

一―九の二（略）

九の三　第七十一条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項又は第七十一条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項の規定に違反した者

十（略）

②（略）

（通則）

第一二五条①（略）

②（柱書略）

一　当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項から第九項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三（略）

③（略）

附則

（高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置）

第二二条（第七十一条の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。）

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	放置車両の種類 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車	三万五千円
	放置車両の種類 放置車両の種類 （略）	放置違反金の限度額 二万五千円
第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車	二万五千円
（略）		

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型ロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	五万円
（略）	（略）	

備考　略

備考　略